

群馬県病院薬剤師会 細則

(目的)

第1条 群馬県病院薬剤師会会則（以下「会則」という。）第42条の規定に基づき、群馬県病院薬剤師会細則（以下「細則」という）を定める。

(事務所)

第2条 会則第2条に規定する事務所は群馬大学医学部附属病院薬剤部内に置く。

(有功会員)

第3条 会則第5条に定める有功会員の推薦基準は群馬県病院薬剤師会（以下「本会」という）の役職を任期1年間につき、以下の点数で評価したものとする。

- (1) 会長 5点
- (2) 副会長 4点
- (3) 委員会委員長 3点
- (4) 理事・監事 2点

2 有功会員の被推薦者は、主たる勤務先を退職しており、前項の評価において20点以上の評価を得た者、並びに会長が特に会務に功績があったと認めた者とする。

(賛助会員)

第4条 会則第5条に定める賛助会員は以下の特典を有する。

- (1) 群馬県病院薬剤師会が発行する会誌及び会員名簿の配布を受けることができる。
- (2) 賛助会員が団体である場合、団体が開催する学術講演会等に於いて群馬県病院薬剤師会に共催または後援の申請を行うことができる。

2 共催または後援の申請については、別に定める「群馬県病院薬剤師会共催・後援に関する規定」に従う。

(会費)

第5条 会則第7条に定める本会の年会費は次の通りとする。

- (1) 正会員 4,000円
- (2) 特別会員 4,000円
- (3) 賛助会員 30,000円

2 正会員及び特別会員は別途、一般社団法人日本病院薬剤師会（以下「日病薬」という）が定める年会費を納める。

(委員会)

第6条 会則第33条に定める委員会及びその所管事項は以下の通りとする。

- (1) 総務委員会：会務全般、会計・財務、諸規定の検討、日病薬との連携、特別事業対策 等
- (2) 会員委員会：新任薬剤師研修会、中堅薬剤師研修会、薬学生に対する入会促進 等
- (3) 広報委員会：会誌の編集発行、ホームページ管理、その他の情報発信に関する企画・運営 等
- (4) 薬薬連携推進委員会：一般社団法人群馬県薬剤師会との各種共同事業の協力、実務実習指導認

定薬剤師の養成 等

(5) 学術委員会：学術大会の開催、海外派遣研修事業の運営 等

(6) 研修委員会：日病薬病院薬学認定薬剤師の養成 等

(7) がん薬物療法認定薬剤師・がん専門薬剤師養成委員会：研修会企画・開催、症例報告作成支援、認定研修施設の普及 等

(8) 感染症制御認定薬剤師・専門薬剤師養成委員会：研修会企画・開催、症例報告作成支援、認定研修施設の普及 等

(9) 精神科薬物療法認定薬剤師・専門薬剤師養成委員会：研修会企画・開催、症例報告作成支援、認定研修施設の普及 等

(10) 妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師・専門薬剤師養成委員会：研修会企画・開催、症例報告作成支援、認定研修施設の普及 等

(11) 医療安全対策・プレアボイド委員会：医療安全に対する事項、プレアボイド事例の集積 等

2 前項のほか、必要に応じ理事会の承認を得て、特別委員会を置くこと、又は廃止することができる。

3 委員は担当副会長を除き、10名以内とする。

(代議員選挙及び補欠の代議員選挙)

第7条 会則第34条に定める代議員選挙及び補欠の代議員選挙を行うために選挙管理委員会を設置する。選挙管理委員は理事会で指名し、選挙管理委員の互選により委員長を選出する。

2 選挙管理委員長は代議員、補欠の代議員選挙に関する次の事項を定め、本会のホームページにおいて公示を行う。

(1) 選挙の目的

(2) 代議員、補欠の代議員の職務

(3) 代議員、補欠の代議員の報酬

(4) 定数

(5) 選挙権者・被選挙権者

(6) 立候補手続

(7) 立候補期間

(8) 立候補者の公示

(9) 当選者の決定（投票）

(10) 当選者の公示

3 候補者が定数を超えた場合は、総会において選挙を行う。

(1) 選挙は、正会員の無記名投票により行う。

(2) 投票は、所定の用紙を用い、選任を可とする候補者の指名の所定の欄に○印を記載して行う。

(3) 投票用紙の○印は定数を超えてはならない。過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を当選者とする。定数枠の最後の者の得票数が同じときは、抽選によって決定する。

- 4 候補者が定数と同数の場合、総会において投票を行わずに正会員の決議で候補者を当選人に決定する。
- 5 候補者が定数に満たない場合、会長が定数に達するまで候補者を選定し、総会において投票を行わずに正会員の決議で当該候補者を当選人に決定する。

(表彰)

第8条 会長は本会の目的の実現に功績のあった者について表彰を行うことができる。

(助成)

第9条 会長は会務の遂行に必要と認めた事項について助成を行うことができる。

(旅費)

第10条 会長は会務の遂行のために要した旅費を支給することができる。

(公傷見舞金)

第11条 会長は必要と認めたとき見舞金を支給することができる。

(慶弔)

第12条 会長は必要と認めたとき慶弔を行うことができる。

(細則変更)

第13条 この細則の変更は理事会の決議を経て、総会において行うことができる。

附則

- 1 この細則は平成28年6月19日より施行し、前細則は同日をもって廃止する。